

令和6年度市民税・県民税 特別徴収のしおり

日頃から個人住民税(市民税・県民税)の特別徴収事務にご協力いただきありがとうございます。このしおりでは、従業員の方の個人住民税の特別徴収事務のポイントを説明します。

1 特別徴収とは

給与支払者(事業主)が毎月給与を支払う際に、給与所得者(従業員)の給与からその方の市民税・県民税を差し引き、従業員に代わってその税額を市区町村に納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者の指定

所得税の源泉徴収義務があるすべての給与支払者(事業主)は、本市から特別徴収義務者に指定されます(地方税法第 321 条の4)。なお、2か所以上の給与支払者(事業主)から給与の支払いを受けている人については、その主たる給与支払者(事業主)を特別徴収義務者に指定します。

3 特別徴収税額の通知

特別徴収税額は、給与支払者(事業主)を通じて給与所得者(従業員)へ通知することとなっています。特別徴収する場合には、毎年、特別徴収義務者に対して、特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)を送付します。納税義務者用の税額通知書は、納税義務者である給与所得者(従業員)に5月31日までにお渡しください(ミシン目に沿って個人ごとに切り離し、記載内容を見ることなく、速やかにお渡しください。)。課税内容に関する質問は、給与所得者(従業員)本人から通知書記載の区役所税務課市民税担当にお問い合わせください。また、通知書の再発行はできません。

●○ご留意いただきたいこと○●

- 従業員の方の税額通知書は、速やかに各従業員へお渡しください。税額通知書の扱いにあたっては、個人情報の記載がありますので、十分ご注意ください。
- 税額通知書の再発行はできません。
- 給与支払報告書が法定期限(1月31日)後に提出された場合、当初に送付する税額通知書に反映されていない場合があります。
- 納入書の送付については、総括表の「納入書の送付」欄の記載内容に関わらず、これまでの納入方法に合わせて納入書の送付を決定しています。

4 給与所得者異動届出書等の提出

退職、転勤(転職)、休職、死亡等の事由により、給与所得者(従業員)に給与の支払いをしなくなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下「異動届出書」といいます。)に必要事項を記入し、次の期限までに横浜市特別徴収センターに提出してください。

○毎月の給与から個人住民税を徴収している従業員が退職等したとき異動届出書を、異動のあった日の翌月の10日までに届くように提出してください。

○給与支払報告書を提出した従業員が4月1日までに退職等したとき異動届出書を、4月15日までに届くように提出してください。

また、従業員の方から、本人納付(普通徴収)から特別徴収への切替を希望する申し出があった場合は、「特別徴収への切替依頼書」を横浜市特別徴収センターに提出してください(普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への切替はできません。)

※異動届出書等は複写して使用してください。

※それぞれの用紙は横浜市ウェブページからもダウンロードが可能です。

※電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、異動届出書(特別徴収継続の場合)や特別徴収への切替依頼書に、必ず受給者番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)

※異動届出書・給与支払報告書の提出については、eLTAXでも申告できます。大変便利なシステムですので利用のご検討をお願いします。

5 退職所得に係る市民税・県民税について

退職所得とは、退職により勤務先などから受ける退職手当などの所得をいい、退職手当等に係る市民税・県民税の所得割は、他の所得と区分して退職手当等を支払う際に、支払者が税額を計算し特別徴収することとされています。徴収した税額は、翌月10日までに退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在の退職者の住所地の市区町村に納入してください。納入の際は、納入書の退職所得分の欄及び裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。また、退職者が法人の取締役、監査役、その他役員又は相談役、顧問等の場合は、あわせて市区町村へ特別徴収票を提出してください。

令和6年度分市民税・県民税特別税額控除(定額減税)の実施について

令和6年度市民税・県民税については、定額減税が実施され、減税後の徴収税額を通知書に記載しています。

具体的には、令和6年6月の特別徴収を行わず、定額減税後税額を7月から令和7年5月の間に特別徴収していただきます。(減税対象は、合計所得金額が1,805万円以下で、所得割が課税されている方に限ります。)

制度の詳細については、総務省のウェブページまたは横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 定額減税

検索



特別徴収に関するウェブページ

●各種申請書等様式のダウンロード

Excellに直接入力し、印刷が可能です。

横浜市 特別徴収 様式

検索



このページからダウンロードできる様式

- 給与所得者異動届出書(異動届出書)
- 特別徴収への切替依頼書
- 給与支払者の所在地・名称変更届出書
- 給与支払報告書
- ※上記申告は、eLTAX から行えます。
- ゆうちょ銀行(郵便局)指定依頼書
- ※関東地方及び山梨県内以外のゆうちょ銀行(郵便局)で納入される場合、事前指定が必要です。
- 特別徴収分納入書

●特別徴収に関するよくある質問Q&A

横浜市 特別徴収 質問

検索




※お電話が大変混み合っているため、はじめにウェブページをご覧ください。

6 特別徴収税額の徴収と納入


6月から翌年5月までの各月の給与支払の際に、特別徴収税額の決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)に記載されている、個々の給与所得者(従業員)の各月分の納付額(月割額)を徴収してください。

特別徴収税額を通知した後にその税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付します。新たな通知書に記載された月割額に基づき徴収してください。納税義務者用の税額変更通知書は、該当の給与所得者(従業員)にお渡しください。

徴収した月割額は、納入書または地方税共通納税システムで納入してください。納入についての詳細は横浜市ウェブサイト「個人住民税の特別徴収に関するよくあるご質問(4. 納入に関する事項)」をご覧ください。

横浜市 特別徴収 質問 **検索** 

納入書の発行・ダウンロードは以下をご覧ください。

横浜市 特別徴収 納入書 **検索** 

●○納入書の記入のしかたについて●○

市区町村コード	振替口座番号	加入者名
141020	00220-1-960099	横浜市会計管理者
令和 X X 0 6	指定番号	納入金額(1) 円
		≠338,500
神奈川県(10)	納	給与分(退職収入を含む)
	入	1 5 6 3 8 0 0
	金	退職所得分
	額	延滞金
納期限 令和XX年7月10日	(2)	合計額
郵便局取りまとめ店 横浜野金事務センター (郵便番号224-8794)		1 5 6 3 8 0 0

- 1 日付を記入する際は、和暦で記入してください。
- 2 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と一致している場合
納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄には何も記入しないでください。

3 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と異なる場合

- (1) 退職所得にかかる税額がない場合
納入書等の「納入金額(1)」欄を二重線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄に納入金額を記入してください。
- (2) 退職所得にかかる税額を併せて納入する場合
納入書等の「納入金額(1)」欄を二重線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得にかかる納入金額を、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に退職所得にかかる納入金額を、また、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。※退職所得分の税額を納入するときは、納入申告書(納入書裏面)の提出が必要です。

4 納入書等の「納入金額(1)」欄に「*」印がある場合

納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄又は「退職所得分」欄に納入金額を記入し、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。

7 納期の特例について

納期の特例とは、市民税・県民税の特別徴収義務者で、給与の支払を受ける者が(横浜市内、市外を問わず)常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回(6月から11月分の納入については12月10日まで、12月から翌年5月分については翌年6月10日まで)に分けて納入することができる制度です。申請にあたっては、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を横浜市財政局納税管理課(電話:045-671-3096)に郵送にて提出してください(電子申告(eLTAX)では申請できません。)。横浜市にて審査を行った上、結果を通知します。申請方法等については、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

8 給与支払報告書等のeLTAX(エルタックス)利用について

eLTAX(エルタックス)は、電子データをインターネット経由で送信するためのシステムで地方税の電子申告、電子申請・届出、電子納付が可能です。複数の市区町村へ申告をしている企業や個人事業主の方々には大変便利なシステムですので、ぜひ利用のご検討をお願いいたします。

eLTAXの利用方法は、eLTAXヘルプデスク(地方税共同機構)へ
eLTAXウェブサイト: <https://www.eltax.lta.go.jp/>
eLTAXのよくある質問: <https://eltax.custhelp.com/>
電話:0570-081459(ハイシヨク)
上記で繋がらない場合:03-5521-0019
(土・日・休祝日・年末年始を除く 9時~17時)

9 特別徴収税額決定(変更)通知書の電子化について

令和6年度(令和6年5月送付分)から給与支払報告書をeLTAX(エルタックス)で提出した特別徴収義務者について、「特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」を電子データで受取希望された場合、電子データ(eLTAX)で格納しています。全体概要や詳細、よくあるQ&AについてはeLTAX(エルタックス)ウェブページ「個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化に係る特別徴収義務者向け特設ページ」(外部サイト:<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>)をご確認ください。

●○ご留意いただきたいこと●○

- 特別徴収税額通知書の受け取り方法については、給与支払報告書の提出期限までに送信いただいたデータの受け取り方法をもとに決定します。
- 特別徴収税額通知書の受け取り方法を選択しなかった事業所及び、電子データでの受け取りを希望したが通知先e-mailアドレスが未記載の事業所につきましては、書面にて特別徴収税額通知書を送付します。
- 電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、異動届出書(特別徴収継続の場合)や特別徴収への切替依頼書をご提出の際、必ず受給者番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)
- 年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更はできません。
- 過年度分の特別徴収税額変更通知書については電子化に対応していませんので、今後も書面で送付します。
- 税制改正により、一つの帳票について、電子データと書面の両方での送付はできなくなったため、副本データの送付は廃止となりました。
- 給与支払報告書を書面または光ディスク等で提出した場合は、特別徴収税額通知データを送信できません。

◎ お問い合わせ先一覧

お問い合わせの際は特別徴収税額通知書や横浜市からお送りしている納入書等に記載されている特別徴収指定番号（〇〇－〇〇〇〇〇）をご用意の上、ご連絡をお願いします。

特別徴収義務者用の通知の内容(税額や人員等)に係ること	各納税義務者(個人)の課税内容に係ること
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 給与支払報告書の発送・受付 ◎ 特別徴収税額通知書の発送 ◎ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の受付 ◎ 特別徴収への切替依頼書の受付 ◎ 給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書の受付 ◎ 退職所得に係る問合せ(税額計算・特別徴収票の送付) ◎ 納入額の決定や従業員の異動に関すること 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 税額・課税内容について ◎ 普通徴収税額通知書の発送について ◎ 市民税・県民税課税(非課税)証明書の発行について </div> <div style="width: 45%;"> <p>各区役所の電話番号がわからない場合は、横浜市代表電話等からお問い合わせください。</p> <p>横浜市代表電話： 045-671-2121 (土・日・祝日・年末年始を除く 8時45分～17時15分)</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>納税義務者ご本人様が お住まいの区役所 (税務課市民税担当) へお問い合わせください。</p> </div>
<p style="text-align: center;">横浜市特別徴収センター (横浜市財政局法人課税課)</p> <p>住所: 〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話: 045-671-4471 (土・日・祝日・年末年始を除く 8時45分～17時15分)</p>	

納入に係ること	電子申告(eLTAX)を用いた手続や申請・申告に係ること
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 特別徴収税額の納入について(退職所得分も含む) ◎ 特別徴収の過誤納金等に関すること ◎ 納期の特例に関する問合せ ◎ 督促状に関する問合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ eLTAX の利用開始・操作方法について ◎ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書や特別徴収への切替依頼書の提出について ◎ 地方税共通納税システムの利用について
<p style="text-align: center;">横浜市財政局納税管理課</p> <p>住所: 〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階 電話: 045-671-3096 (土・日・祝日・年末年始を除く 8時45分～17時15分)</p>	<p style="text-align: center;">eLTAX ヘルプデスク (地方税共同機構)</p> <p>電話: 0570-081459 (ハイシンコク)</p> <p>上記の電話番号でつながらない場合: 03-5521-0019 (土・日・休祝日・年末年始を除く 9時～17時)</p>

横浜市税の納付は…

「eLTAX」による電子納付 をご利用ください！

金融機関窓口に出向かず

全ての地方公共団体へ
一括で納付することができます！

ポイント

- ① 会社や自宅のパソコンから納付できる！
- ② 複数の地方自治体に一括で納付できる！
- ③ 納付先自治体が指定する金融機関以外の金融機関でも納付できる！

eLTAX を利用して給与支払報告書を提出し、特別徴収税額通知データを受領している給与支払者(事業者)が、eLTAX で納入する場合は、指定番号及び税額が自動的に登録されるため、納入手続きがさらに簡便になります。

エルタックス

検索



「eLTAX」利用の流れ

～初めてeLTAX を利用する場合～

1 利用届出

eLTAX ウェブサイトの PCdesk (WEB 版) から利用届出(新規)を提出し、利用者 ID を取得します。
※提出済の場合は不要です。

2 納付情報入力

PCdesk などの eLTAX 対応ソフトウェアで納付する税金の種類、納付先などの情報入力、または CSV ファイルの取り込みを行います。

3 納税

インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付(事前に登録した金融機関の口座からの引落し)、ATM から納付方法を選択し、納付します。

記載例は横浜市ウェブページにも掲載しています。

横浜市 異動届

検索



記載例① 退職等による普通徴収への繰入

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

提出先 横浜市特別徴収センター 千231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

横浜市 1.現年度 2.新年度 3.両年度

特別徴収業務指定番号 99-99999

宛名番号 15

フリガナ カナザワ ミドリ

氏名又は名称 株式会社〇×商事

個人番号 1234567890123

フリガナ カナザワ ミドリ

氏名 金沢 緑 (旧姓)

生年月日 1955年12月31日

個人番号 9876543210112

受給者番号 777

1月1日現在の住所 横浜市中区港町〇〇

異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 30,700

徴収済額 6月分 8,200円

未徴収税額(ア)-(イ) 9月分 22,500円

異動年月日 20日

異動の事由 1.退職

異動後の未徴収税額の徴収方法 1.特別徴収継続

1.特別徴収継続の場合
特別徴収業務指定番号 00-00000
所在地 千220-0012 神奈川県横浜西区みなとみらい〇×
フリガナ カブシキカイシャカクマル
氏名又は名称 株式会社〇

2.一括徴収の場合
1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

3.普通徴収の場合
1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2.令和 年5月31日までを支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3.死亡による退職であるため

8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)年税額 30,700(6月～翌年5月分)
(イ)徴収済額 8,200(6月～8月分)
(ウ)未徴収税額 22,500(9月～翌年5月分)
↑普通徴収税額

3 普通徴収を選択し、下段の「3.普通徴収の場合」の欄にも該当する項目を記入してください。

こちらも記入が必要です。理由を選択してください。

記載例② 退職等による一括徴収

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

提出先 横浜市特別徴収センター 千231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

横浜市 1.現年度 2.新年度 3.両年度

特別徴収業務指定番号 99-99999

宛名番号 15

フリガナ カナザワ ミドリ

氏名又は名称 株式会社〇×商事

個人番号 1234567890123

フリガナ カナザワ ミドリ

氏名 金沢 緑 (旧姓)

生年月日 1955年12月31日

個人番号 9876543210112

受給者番号 777

1月1日現在の住所 横浜市中区港町〇〇

異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 30,700

徴収済額 6月分 5,700円

未徴収税額(ア)-(イ) 8月分 25,000円

異動年月日 20日

異動の事由 1.退職

異動後の未徴収税額の徴収方法 1.特別徴収継続

1.特別徴収継続の場合
特別徴収業務指定番号
所在地
フリガナ
氏名又は名称

2.一括徴収の場合
1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

3.普通徴収の場合
1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2.令和 年5月31日までを支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3.死亡による退職であるため

8月20日退職で7月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を8月分まで一括する場合。
(ア)年税額 30,700(6月～翌年5月分)
(イ)徴収済額 5,700(6月～7月分)
(ウ)未徴収税額 25,000(8月～翌年5月分)
↑一括徴収税額(納入額と同様)

一括徴収した税額を納入する月を記載してください。※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。

記載例③ 特別徴収の継続

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

提出先 横浜市特別徴収センター 千231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

横浜市 1.現年度 2.新年度 3.両年度

特別徴収業務指定番号 99-99999

宛名番号 15

フリガナ カナザワ ミドリ

氏名又は名称 株式会社〇×商事

個人番号 1234567890123

フリガナ カナザワ ミドリ

氏名 金沢 緑 (旧姓)

生年月日 1955年12月31日

個人番号 9876543210112

受給者番号 777

1月1日現在の住所 横浜市中区港町〇〇

異動後の住所 同上

特別徴収税額(年税額) 30,700

徴収済額 6月分 8,200円

未徴収税額(ア)-(イ) 8月分 22,500円

異動年月日 20日

異動の事由 1.退職

異動後の未徴収税額の徴収方法 1.特別徴収継続

1.特別徴収継続の場合
特別徴収業務指定番号 00-00000
所在地 千220-0012 神奈川県横浜西区みなとみらい〇×
フリガナ カブシキカイシャカクマル
氏名又は名称 株式会社〇

2.一括徴収の場合
1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

3.普通徴収の場合
1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2.令和 年5月31日までを支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3.死亡による退職であるため

8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

新しい勤務先での開始月と前勤務先での未徴収月との間が空いてしまう場合は、原則として翌々月以降の月を記載してください(金額の記載は不要です(この場合でも、ご本人納付は発生しません。))

電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、異動届出書(特別徴収継続の場合)と特別徴収への切替依頼書をご提出の際、必ず受給者番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)

記載例④ 入社等による特別徴収への切替

特別徴収への切替依頼書

提出先 千231-8314 横浜市特別徴収センター 横浜市中区山下町2番地 5階

20××年 6月 ×日

給与特別徴収業務指定番号 99-99999

住所(原所)又は所在地 神奈川県横浜市中区元町〇〇

フリガナ ヨコハマ ハナコ

氏名 横浜 花子

電話 045 ()

係 人事労務課

1.現年度 2.新年度 3.両年度

特別徴収業務指定番号 99-99999

宛名番号 15

フリガナ カナザワ ミドリ

氏名 金沢 緑

1月1日現在の住所 横浜市中区港町〇〇

生年月日 1955年12月31日

受給者番号(※1) 777

異動年月日 令和×年 6月 ×日

年税額 30,700円

納付済額 7,900円

納付済期 1月随時

納税通知書番号(整理番号) 30-123456789

産休中の有無 有

納税通知書に記載の整理番号をご記入ください。

「月別額」特別徴収切替欄は、記載不要です。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

提出先 横浜市特別徴収センター
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

御注意
4 3 2 1
収 給一黒のボ
一方法宛の名
一日欄支番
日から支号
一日の払い
から控のル
四月内を
に受け本
けなく
「1」は
と記入
する特
に通知
するし
と動
した務
者に記
に載
未徴収
額を
おいた
特別
徴収
額が
ある
場合
は、
一括
徴収
する
こと
が
義務
づけ
ら
れ
て
い
ま
す。

横浜市長		給(特 与別 徴収 支収 義務 払務 者)	所在地	〒					特別徴収義務者 番号			
		フリガナ						宛名番号				
横浜市使用欄 受 要 ・ 不		氏名又は名称						担連 当絡 者先	所属			
			氏名				電話					
年 月 日提出		個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄として右詰めで記載					内線()				

給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名	(旧姓)									月 年	1. 特別徴収継続
	生年月日	年	月	日							月 年	2. 一括徴収
	個人番号										月 日	3. 普通徴収 (本人納付)
	受給者番号										月 年	
	1月1日 現在の住所										月 日	
異動後の 住 所				円	円	円						

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 円を	
新しい 勤務先	特別徴収義務者 番号	新規			法人番号					月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒			担当者連絡先	所属			受給者番号(※1)		
	フリガナ				氏名			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		理由			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。
		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			月 日	円	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合		理由			※市区町村記入欄
		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
		2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
		3. 死亡による退職であるため			

○横浜市特別徴収センターへの異動届出書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。
11日以降となった場合は月末にご通知できないことがあります。新年度分は4月15日までに
お届けください。
○郵送による提出の場合で、控えの必要な方は、①提出用 ②返送用(「控」と明記) ③切手を
貼った返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。

(※1)電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者
番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で
付番します。)

横浜市ウェブページからもダウンロードできます。

横浜市 給与所得者異動届 検索

コピーしてご利用ください。

特別徴収への切替依頼書

提出先 〒231-8314
横浜市特別徴収センター
横浜市中区山下町2番地 5階

年 月 日 (依頼先) 横浜市長	給(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	新規	既存	—	連絡先 係 フリガナ 氏名 電話 ()
	住所(居所)又は所在地	〒				
	フリガナ					
	氏名又は名称					
	個人番号又は法人番号					
	代表者名					

※納期限は記載月の翌月10日となります。

横浜市使用欄 受 要 ・ 不

下記の者について、 月分より特別徴収を希望します。
 ※特別徴収の開始月は、原則として提出の翌々月以降で記載してください。

(※1)電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)

納税者	現住所											普通徴収	年税額	円	
	フリガナ												納付済額	円	
	氏名												納付済期	月随時期	分まで
	1月1日現在の住所	横浜市	区								納税通知書番号(整理番号)				
	生年月日	年	月	日	受給者番号(※1)	異動年月日	令和	年	月	日	口座振替の有無		有	無	
備考												月割額	月	円	
												特別徴収切替額		円	
												月以降	円		

<注意事項>

- 普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書を同封してください。納付した期分がある場合、領収書のコピーを同封してください。
- 横浜市特別徴収センターへの切替依頼書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。11日以降となった場合は、月末にご通知できないことがあります。※新年度分は4月15日までに、お届けください。
- 横浜市特別徴収センターからの電話連絡を希望される場合は備考欄にその旨と希望日をご記載ください(電話連絡には横浜市の受領後二週間程度お時間をいただきます。)
- 郵送による提出の場合で、控えが必要な方は、①提出用 ②返送用(「控」と明記)③切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。

横浜市ウェブページからもダウンロードできます。

横浜市 特別徴収 切替依頼 検索

横浜市使用欄(横浜市で使用しますので記入しないでください)
 添付: 無・有 (全部・納通・1・2・3・4・全・(随))
 口座: 無・有 納通引抜: 無・有

特徴宛番:

コピーしてご利用ください。

給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書

提出先 横浜市特別徴収センター
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

年 月 日 (届出先) 横浜市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 -										特別徴収義務者 指定番号	-		
		フリガナ											連絡先	係		
		氏名又は 名称												氏名		
		個人番号 又は法人番号														

変更事項		変 更 前										変 更 後									
	所在地 (住所)	〒 -										〒 -									
	フリガナ 名称 または 氏名																				
	電話番号	() -										() -									

変更理由	<input type="checkbox"/> ① 社名変更 <input type="checkbox"/> ② 所在地変更(登記変更有) <input type="checkbox"/> ③ 給与事務担当部署等の移転(登記変更無) <input type="checkbox"/> ④ 給与事務の統合 <input type="checkbox"/> ⑤ 法人化、または個人事業化 <input type="checkbox"/> ⑥ 分割 <input type="checkbox"/> ⑦ 合併(消滅会社の指定番号【 - 】) <input type="checkbox"/> ⑧ その他 [-] ◎ ④～⑦に該当の場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	備 考
特別徴収義務者 指定番号 について	<input type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する(合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません) <input type="checkbox"/> 新給与支払者の指定番号【 - 】を使用する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	
変更年月日	年 月 日	

○郵送による提出の場合で、控えの必要な方は、①提出用 ②返送用
(「控」と明記) ③切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。

横浜市ウェブページからもダウンロードできます。

横浜市 特別徴収 所在地名称

検索

コピーしてご利用ください。